

会員規程

2019年1月23日制定

(目的)

第1条 この規程は、全国こども食堂支援センター・むすびえの定款第2章「会員」に関する条文の運用
及び会員の権利と義務等について、定款第58条に基づいて定める。

(性格)

第2条 会員は、定款に定められた目的、事業内容をよく認識し、活動、事業、財政での支えとなるとともに
に、定款第3条の目的の実現に努める。

(会員の権利)

第3条 会員は、次号の権利を有し、正当に行使することができる。

- (1) 各種事業、イベント等に参加し、定款第3条の目的の実現に向けて適正に活動する権利。
- (2) 会報等により、会員活動に必要な情報を受ける権利。

2 正会員は、本条1号に加えて、次号の権利を有し、正当に行使することができる。

- (1) 総会に出席して意見を述べ、議決に加わる権利。
- (2) 定款第22条2項2号に則り、総会開催を請求する権利。

(会員の義務)

第4条 正会員及び賛助会員は、本会員規程第5条に規定された会費の納入義務を負う。

(会費)

第5条 会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間の会費をいう。

2 定款第8条による会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員の会費は5千円とする。
- (2) 賛助会員の会費は、1口3千円を1口以上とする。

3 納入された会費は、いかなる理由をもってしても返還しないものとする。

(会費の納入)

第 6 条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度の途中に新たに

入会した会員は、当該年度会費を入会のときに納入するものとするが、1 月 1 日から 3 月 31

日に入会した会員は、当該年度会費を免除する。

(滞納措置)

第 7 条 会費の滞納に対しては、次のとおり措置する。

(1)6ヶ月滞納の時点で、本会員規程第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる情報の送付および会員特典を停止する。

(2)1年滞納の時点で会費が納入されない場合は、定款第9条第3項に基づき退会とみなす。

(変更)

第 8 条 この規程の変更は、理事会の議決を経て定めるものとする。

附則

この規程は、2019 年 1 月 23 日から施行する。

2021 年3 月1 日改定